

日米調停委員会の設置及び運用

1. 本委員会は、歳出外資金機関に対する裁判所及び労働委員会の管轄権について日米両国間に意見の相違が存在し、これらの機関に雇用されるいわゆる直用労務者に係る労働紛争の解決が極めて困難であった事情に鑑み、これらの紛争を事実上公正かつ迅速に解決するため昭和33年（1958年）1月の日米合同委員会における合意に基づき設立されたものである。

2. 委員会は、申立に基づき、雇用及び労働の条件、解雇その他の人事措置、労働者の保護のための条件その他労働関係事項に関する歳出外資金機関と直用労務者との間の紛争について調査、審問及び事実認定並びに調停を行う権限を有し、委員会の決定については、当事者はこれを十分に尊重しなければならない。

委員会は6名の委員で構成され、3名は日本政府が、他の3名は合衆国政府がそれぞれ労働問題に関する学識経験者のうちから任命する。

また委員会には日米各国政府が任命する者で構成される事務局が設けられ、日本側は労働省労政局においてその事務を行っている。

3. 委員会は設置以来、現在までに5件の申立を受理し、調停を行った（1件は現在係属中である）が、いずれも両当事者が委員会の決定に全面的に服し、紛争の円満な解決をみている。